

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>当該業務は、「清流の国ぎふ」文化祭2024（以下「文化祭」という。）に向け、テーマソング「君が明日と呼ぶものを」の普及などを目的としたイベントをマーサ21（岐阜市）で実施し、その模様を収録しエフエムラジオを使って広報するものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>文化祭については、現状若い世代における認知度が課題となっており、そこに向けた周知が急務である。</p> <p>その課題解決のため、若年層や親子をターゲットとしたPRイベントを集客施設で実施すると共に、その告知をエフエムラジオのCM及び既存の情報番組の中で行い、更にイベントの様子を公開収録して、後日岐阜県全域を対象に番組放送することにより、イベントの実施効果を一層高めることを目的としている。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約予定先である エフエム岐阜は、県内で唯一県内全域を放送エリアとしており、AMラジオと比してリスナー層が若く、通勤通学時間帯の情報番組を持ち、また自社制作のラジオ番組と連動してイベントを実施している実績がある。加えて、会場のマーサ21内にスタジオを持ち、生放送や公開収録を行っており、当委託事業に必要な資材を所有するとともに会場についても熟知している。</p> <p>従って、本事業の委託先としてふさわしい相手は他に存在しない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。